

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel 06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax 06-946-8727

◇ 住民税のボーナス徴収を検討

サラリーマンの毎月の給料から天引きされている個人住民税の一部を所得税同様ボーナスからまとめて支払えるようにする新しい納税方式が、96年度から導入される見通しとなった。

個人住民税は、市町村が住民の前年の所得額に対して課税するもので、納税者がサラリーマンなど給与所得者の場合には、毎年5月までに納税者の年間の税額を雇用者である企業等に通知し、雇用者は年税額を12分割して、6月から翌5月までの間の毎月の給料から天引き（特別徴収）して納付することとされている。これに対して所得税は毎月の給料については、税額表（月額表）に基づいて源泉徴収が行われ、賞与についても、前月の給与の額に基づいた一定率により源泉徴収が行われている。

このため、年間の税額は所得税の方が住民税より多いにも拘らず、毎月の負担は住民税の方が重いという逆転現象が年収365万円から1636万円の所得階級で発生しており、これが一般サラリーマンの住民税の重税感に一層拍車をかけているともいえる。

今回の措置は、この重税感の解消を狙いとしたもので、自治省の試案では、住民税のボーナス徴収をするかどうかは選択制とし、その選択は個々の納税者ではなく雇用者に任せる、徴収方法は年税額の一定割合を年2回のボーナスで按分し残りを月割りにする、としている。

◇ 見方を変える

富士山は西からでも東からでも登れる。西の道が悪ければ東から登ればよい。道はいくつもある。時と場合に応じて、自在に道を変えればよいのである。一つの道に執すればムリが出る。ムリを通そうとするとゆきづまる。動かない山を動かそうとするからである。そんなときは、山はそのままに身軽に自分の身体を動かせば、またそこに新しい道がひらけてくる。

何ごとにもゆきずまれば、まず自分のものの見方を変えることである。案外、人は無意識の中にも一つの見方に執して、他の見方のあることを忘れがちである。そしてゆきずまったと言う。ゆきずまらないまでもムリをしている。貧困はこんなところから生まれる。

われわれはもっと自在でありたい。自在にものの見方を変える心の広さを持ちたい。何ごとにも一つに執すれば言行公正を欠く。深刻な顔をする前に、ちょっと視野を変えてみるがよい。それで悪ければ、また見方を変えればよい。そのうちに、本当に正しい道がわかってくる。模索のほんとうの意味はここにある。そしてこれができる人には、ゆきずまりはない。おたがいにこの気持ちで、繁栄への道をさぐってみたいものである。

（松下幸之助著作より）